

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
携帯電話等周波数有効利用方策委員会（第34回） 議事要旨(案)**

1 日時

平成21年8月7日（金）14:00～15:10

2 場所

総務省 5階 第4特別会議室

3 出席者（敬称略）

委員会構成員：

服部 武 上智大学
 若尾 正義 （社）電波産業会
 石原 弘 ソフトバンクモバイル（株）
 小畑 至弘 イー・モバイル（株）
 門脇 直人 （独）情報通信研究機構
 菊池 紳一 KDDI（株）
 杉山 博史 （財）移動無線センター （代理：西本 修一）
 資宗 克行 情報通信ネットワーク産業協会 （代理：八木 敏晴）
 徳広 清志 （株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ
 本多 美雄 欧州ビジネス協会

説明者：

菅田 明則 KDDI（株）

事務局：

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課長 竹内、同課 推進官 瀬戸、同課 課長補佐
 中里、同課 第二技術係長 遠藤、同課 移動体推進係 高田

4 配布資料

資料番号	配布資料	提出元
資料81-34- 1	携帯電話等周波数有効利用方策委員会(第33回)議事要旨(案)	事務局
資料81-34- 2	情報通信審議会情報通信技術分科会(第68回)資料	事務局
資料81-34- 3	携帯電話等周波数有効利用方策委員会 運営方針(案)	事務局
資料81-34- 4	CDMA2000高速データマルチキャリア方式作業班(仮称)構成員	事務局
資料81-34- 5	調査の進め方(案)	事務局
資料81-34- 6	CDMA2000系マルチキャリア技術の現状について	KDDI（株）
参考	携帯電話等周波数有効利用方策委員会 名簿	事務局

5 議事概要

(1) 前回議事要旨について

前回議事要旨(案)(資料81-34-1)は委員に事前に送付されていることから、読み上げは省略して配布のみとし、気づきの点があれば、8/21(金)までに事務局まで知らせることとなった。(その後、修正意見等は特になかった。)

(2) 情報通信技術分科会での審議開始について

事務局から資料81-34-2に基づき、「CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件」の審議開始の経緯について説明がなされた。

(3) 委員会の運営方針について

事務局から資料81-34-3に基づき、委員会の運営方針(案)について説明がなされた後、同案について承認された。その後、服部主査から運営方針の2(8)に基づき委員会の調査を促進させるため、資料81-34-4の構成員による「CDMA2000高速データマルチキャリア方式作業班」を設置する旨、また、同作業班の主任に若尾専門委員を指名する旨が報告された。

(4) 調査の進め方について

事務局から資料81-34-5に基づき、委員会における調査の進め方について説明がなされた後、次のとおり質疑応答があった。

西本(杉山専門委員)代理：MCAは、Rev. Aマルチキャリア(下り)に隣接している。既存のシステムにおいても干渉の例があり、LTEの導入時においても個別に調整を行っている。資料81-34-5の3(3)の注に、基地局等に係る干渉検討については従来のCDMA高速データ携帯無線通信システム(Rev. A方式)のものと諸元が変わらないことを明確にし、検討を省略することとする旨が記述されているが、検討が必要と判断された場合には、検討を行って頂くようお願いしたい。

事務局：そのとおり認識しており、検討が必要と判断された場合には省略せずに検討を行うつもりである。

本多専門委員：資料81-34-5の3(3)の注に、『従来のRev. A方式のものと諸元が変わらないことを明確にし』とあるが、従来のRev. Aの干渉検討が、1波で行われたのか、又は複数波の場合の検討も行われたのかを確認しておくべきと考える。仮に1波の場合のみの検討であるならば、帯域外干渉が増えることとなる可能性があるものであり、作業班において確認してほしい。

事務局：了。

服部主査：800MHz帯は、図を見ると、PDCとRev. Aが『カギ』になった表記となっているが、これは、地域によってPDCとRev. Aが共用している周波数帯であるということか。

事務局：そのとおり。

徳広専門委員：この周波数帯は、PDCの制御チャンネルでの使用があり、公式にPDCサービスの提供を終了する日まで必要になってくるものである。

服部主査：了解。Rev. Aの干渉調査を行うのは、815-830MHzについてという理解でよい。

事務局：そのとおり。

以上の質疑応答の後、資料81-34-5「調査の進め方」が了承された。

(5) 審議対象技術の現状について

説明者の菅田氏(KDDI)より、資料81-34-6に基づき、審議対象技術(=Rev. A マルチキャリア)の現状について説明がなされた。その後、次のとおり質疑応答があった。

小畑専門委員：①Rev. Aマルチキャリアの国際標準化はいつ終了するのか。②また、これと今般の検討を経た日本の技術基準の時期をどのようにすり合わせるのか。

菅田氏：①については、確認し、別途連絡する。

(後日、菅田構成員から連絡のあった次の内容について、事務局から構成員あてメールを送付)

3つの仕様について、以下のとおり。

- 1 C.S0024-B v3.0 cdma2000 High Rate Packet Data Air Interface Specification
 - ・ physical と signaling layer を含む air interface。
これが HRPD RevB 仕様の本編。
 - ・ 初版 v1.0 は 2006 年に完成済。
 - ・ bugfix 版 v2.0 は、今年 9 月完成予定。
 - ・ 8 月現在、殆ど FIX している状態。
- 2 C.S0032-B Recommended Minimum Performance Standards for cdma2000 High Rate Packet Data Access Network
 - ・ AN(Access Network)パフォーマンス試験。
 - ・ 初版 v1.0 は 2008 年に完成済み。
 - ・ bugfix 版 v2.0 の完成予定は未定。
⇒開発過程で見つかったバグ対処も行う予定のため、全体の完成は未定。
⇒法整備に必要な規格は、部分的に承認させればよい。
- 3 C.S0033-B v2.0 Recommended Minimum Performance Standards for cdma2000 High Rate Packet Data Access Terminal
 - ・ AT(Access Terminal)パフォーマンス試験。
 - ・ 初版 v1.0 は 2008 年に完成済み。
 - ・ bugfix 版 v2.0 の完成予定は未定。
⇒開発過程で見つかったバグ対処も行う予定のため、全体の完成は未定。
⇒法整備に必要な規格は、部分的に承認させればよい。

②については、日本の技術基準等を策定する時点で、3GPP2 の仕様の規格で取り入れることが可能なものを取り入れていくことになると思う。

服部主査：3GPP2における検討より早く日本の技術基準等が制度化される場合、それを3GPP2の規格に将来どのように反映していくか、国際的にどのように認知させていくかについては今後の課題となろう。

事務局：日本の技術基準等は、3GPP2における規格のすべてを盛り込んでいなければならないというものではない。必要な部分について盛り込む形で日本の技術基準等は作られていくものである。そして、その結果、日本の技術基準等の制度化が、仮に3GPP2における検討に先行して行われた際、どのように3GPP2に反映していくかという点は、服部主査が仰せのとおり今後の課題であろう。

(6) その他

事務局から、次回委員会において、「CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件」の策定に向けて広く意見募集の機会を設けることについて、報道発表や総務省HP等を通じて広く行う旨説明がなされた。また、次回委員会の開催スケジュールについては、主査と相談の上、別途連絡する旨説明がなされた。

以 上